

# 敦煌本「下女夫詞」について

伊藤美重子

敦煌から発見された文献の中には、当時の庶民の生活を反映する資料が多く含まれている。王重民等編『敦煌变文集』(人民文学出版社・一九五七年)に収録されている「下女夫詞」も、その一つである。西野貞治氏は、「敦煌俗文学の素材とその展開」(大阪市立大学『人文研究』十巻十一号・一九五九年)の中で、「下女夫詞は、現実の婚礼儀式を背景にして出来たものである」と述べる。では、如何なる婚礼儀式を背景にするのか、また、婚礼を背景にする「下女夫詞」が、何の目的で書かれたのか、という問題になると、まだ十分には解明されていない。但し、「下女夫詞」の書かれた目的について、金岡照光氏は『敦煌出土文学文献分類目録附解説—スタイン本・ペリオ本—西域出土漢文文献分類目録IV』(東洋文庫敦煌文献研究委員会・一九七一年)の中で、「下女夫詞」は、いわゆる「書儀」類とつながる問答吟唱の文であるとし、更に「かかる現実の儀礼、範例的知識を、問答体歌謡によつてうたつたのには、一つには、民間歌謡に多い相問形式のあらわれとも解しうるが、かかる相問の吟唱によつて、日常の知識を普及徹底していくためのcateキズムの変形とも考えうる。」と述べ<sup>(1)</sup>、「下女夫詞」が婚礼の知識を普及徹底するためのものではないかという見解を示している。しかし、「下女夫詞」という題名の持つ意味や、「下女夫詞」の各鈔本間の異同といった面から考へると、最初から婚礼知識

の普及徹底という目的で書かれたとは必ずしも断じ得ない点が存在する。そこで、本稿では「下女夫詞」の内容を検討しながら、その背景となる婚礼儀式を明らかにした上で、「下女夫詞」の性格についての考察を試みようと思う。

## 二

「下女夫詞」の内容の検討に入る前に、先ず、鈔本について述べておく。

「下女夫詞」の鈔本には、スタインの三種（三八七七・五五一五・五九四九）とペリオの四種（三三五〇・三八九三・三九〇九・二九七六）<sup>(2)</sup>がある。スタインの三種は、前出の金岡照光編『敦煌出土文学文献分類目録附解説—スタイン本・ペリオ本—西域出土漢文文献分類目録Ⅳ』に紹介されているので、ここでは、ペリオの四種を簡単に紹介する。（各鈔本の首尾の表記は、正字に直し句読を施したものとする）

P三三五〇（紙背存四行・紙表存九十八行）

首題：下女詞一本

首部：兒答、賊來須打、客來須看、……

尾部：徵心欲擬觀容貌、暫請傍人與下簾

この鈔本は、『敦煌变文集』（以下『变文集』と略称す）が“原卷”とするもので、途中の缺はあるが、同種鈔本中、最も完備するものである。これは紙背から書き始められ、紙表に書き移っている。

P三八九三（紙表存四十行）

首部：（前缺）爭問所惜時光〔缺〕請君……

尾部：不假用鍼罐、且借王推

前半の十七行は、上部半分以上を缺く。

P三九〇九（紙表存十六行）

首部：（前缺）藥酒、請下馬、窈窕出鸞闈、……

尾部：屏風十二扇、錦被畫文章

P二九七六（紙表存十八行）

首部：（前缺）婢春炊簸鷗、漢婢〔缺〕坊可戲……

尾部：藥酒若不飲、是實難入門

前七行は、下半分を缺く。この鈔本は、『変文集』では、簡縮本として校に入れずとするものである。これには、「女」が「兒」の素姓を問い合わせ、馬から降りるよう勧める場面が書かれ、『変文集』と類似する表現が一、三見られるが、押韻や一句の字数は不安定であり、問答の形もはつきりしない。

上で紹介したペリオの四種には、それぞれ「呪願新郎文」「呪願新婦文」といった呪願文がすぐ後に付してある。いずれの呪願文も、内容は結婚後の繁栄を願うものであるが、表現はそれぞれ異なっている。その理由を王重民氏は、『変文集』下女夫詞の校記で「呪願文は新郎新婦の具体的な家庭環境にしたがって作られるからである」と説明し、更に、この種の呪願文は敦煌から極めて多く出ていると言う。<sup>(4)</sup>恐らく、これらの呪願文は、実際に婚礼の場で唱えられるのである。「下女夫詞」の後にこのような呪願文が付されていることは、「下女夫詞」の性格を考える上で一つの手がかりとなる。

## 三

では、「下女夫詞」の内容の検討に入ろう。これは前半が問答体、後半が詩の列挙という体裁を持つ。先ず、問答体の部分について考えてみたい。

問答体の部分は、内容の上から順に次の七つの場面に分けられる。(括弧内の数字は『変文集』の頁と行である)

- ① 「兒」が「女」に面会を請う (一七三・一~五)
  - ② 「女」が「兒」の素姓と来意を問う (一七三・六~一三)
  - ③ 互いのあいさつ (一七三・一四~一七四・六)
  - ④ 「兒」が「女」の家に停留することを請う (一七四・七~九)
  - ⑤ 「女」が「兒」の素姓を更に詳しく問う (一七四・一〇~一七五・五)
  - ⑥ 「女」が「兒」に「下馬」を請い酒を勧める (一七五・六~一三)
  - ⑦ 「女」は「兒」に再び「下馬」を請い、更に、「下床」を請う<sup>(5)</sup> (一七五・一四~一七六・三)
- 「兒」と「女」の問答は、ほぼ隔句押韻の韻文から成る。①~⑤では、四言四句が主であり、⑥⑦は五言四句が主となる。①~⑤は、「兒」が面会や停留を請うというように、「兒」からの働きかけが強い場面であり、それに対し、⑥⑦では「女」が「下馬」「下床」を請うなど、「女」からの働きかけが強くなっている。四言から五言に移ることには、何らかの演出上の意図がうかがわれる。

- ① から⑦へと問答が進められる中で、婚礼を暗示する語が絶えず現れる。
- 先ず、冒頭の問答を見ると(引用は『変文集』に従う)、

〔兒家初發言〕：賊來須打、客來須看、報道姑（こをう）娘、出來相看。（賊が來たなら打ちなさい、客が來たなら会いなさい、  
姑娘に申し上げます、出て来てお会い下さい）

女答：門門相對、戶戶相當、通問刺史、是何祇當？（門と門は向かい合い、戸と戸は並び合う、刺史にお尋ねします  
す、これは何の御用ですか）

「兒家」の言葉の「賊來須打、客來須看」は、羅宗壽氏（らうしゆうし）が指摘するように、『易』の卦（屯・賁・睽）に見える「匪寇婚  
媾」を思わせる。対する「女」の「門門相對、戸戸相當」は、「門當戸對（婚姻において双方の家柄がつり合う意）」を連想  
させる。

また、②の場面に次のようないいかに、何かお求めでしょうか）

女答：既是高門君子、貴勝英流、不審來意、有何所求？（もとより高門の君子、すぐれてりっぱなご身分、来意は  
いかに、何かお求めでしょうか）

兒答：聞君高語、故來相頭（投）、窈窕淑女、君子好求！（君が高き評判を聞き、身を投ぜんと来ました。窈窕たる  
淑女を、君子は好んで求めます）

「窈窕淑女、君子好求」は、『詩經』閼雎の「窈窕淑女、君子好逑」をふまえた句である。  
更に、⑦の場面の最後の問答は、

「女」<sup>（8）</sup> 請下床：陋足（漏促）更聲急、星流月色藏、良辰不可失、終須早下床。（水時計はせかし時を知らせる音は慌  
ただしく、星は流れ月は隠れる。良き日を失ってはいけません、早く床に入つて下さい）

兒答：〔月〕落星光曉、更深恐日開、若論成大禮、請須自狀來。（月落ちて星の光明るく、夜深けて日があけるのを  
恐れる。大礼を成すというなら、どうかご自身でおっしゃつて下さい）

「下床」は、元代の類書『新編事文類聚翰墨大全』卷九や『事林廣記』壬集卷一の婚礼用の詩を多く並べる中に見える「下床詩」の「下床」と関連する。「兒」の言う「大礼」とは、そこまでの問答を考え合わせると、「婚礼」のことにはならない。

次に、これらの問答の場面を、婚礼儀式の中に置くと、『儀礼』土昏礼・『礼記』昏義に見える所謂「六礼」の中の「親迎（嫁迎え）」に相当する。すると、問答の「兒」と「女」は限定されてくる。問答中、「兒」は常に「<sup>(9)</sup>姑おやぢ娘」に呼びかける。「姑娘」は、『変文集』では「下女夫詞」にのみ見える語である。これが「親迎」の場面であれば、「姑娘」は、「花嫁」を指すと考えられるが、「兒」の言葉に「<sup>(9)</sup>即問一姑おやぢ娘」（『変文集』二七五頁）の句があり、「姑娘」は文字通りに解釈して、嫁側の代表者としての「しゅうとめと兄嫁」を指すと考えられる。

一方、「女」は、「刺史・君子・使君・貴客」等の語を用い、壇に呼びかけている。「女」の言葉に、「敢問相郎」（二七四頁）・「即問姑娘郎」（二七五頁）の句がある。「姑娘郎」は、P三三五〇の鈔本に見えるもので、実際には、「二郎」とある右脇に小さく「姑娘」と書かれ、『変文集』は「一」を「姑娘」に訂正したと考えたのである。S五九四九の鈔本には「二相郎」と記される。これが「女」の言葉である以上、「二相郎」とすべきであり、先の「二姑娘」に対しても「二相郎」なのである。「相郎」の用例も、『変文集』では「下女夫詞」以外に見られないが、ここでは恐らく、壇に隨う賓相・侍従を言うものであろう。

「兒」と「女」の問答は、つまり、嫁迎えに来た壇側の人と嫁側の人との間で交わされる問答であると言えよう。この問答が、十分に現実的、実際的なものであることは、先の③のあいさつの場面に、「體内如何（こきげんいかが）」「皆蒙所問、不勝戰陳（お言葉をいただいて、感激にたえません）」という、同じく敦煌から発見された所謂“書儀”類に多く見られる当時のあいさつ言葉が頻出していることからわかる。

では、「親迎」の際に、婿方と嫁方との間でこのような問答を行うという俗習があるのか、という問題について考えてみよう。

敦煌文献の中に、婚礼を記すものとしてP三二八四の「書儀」<sup>(1)</sup>がある。(以下「書儀」とあればこの鈔本を指す。なお「書儀」の引用は、正字に直し、句読を施し表記する。) それには「成禮夜兒家祭先靈文」の項目があり、そこに、婚礼の夜、婿は家で先靈を祭つた後、父母に辞し、

即待從賓相列出向女家、戲謔、如夜深即作催粧詩。

すぐに、(婿は)侍從賓相をひき連ねて嫁の家に向かい、戯謔し、夜が深まると催粧詩を作る。  
とある。

唐の段成式の『酉陽雜俎』前集卷一で北朝の婚礼を記す条に、次の記述が見える。

迎婦、夫家領百餘人或十數人、隨其奢儉、挾車俱呼『新婦子催出來』、至新婦登車乃止。婿拜閣日、婦家親賓婦女畢集、各以杖打婿爲戲樂、至有大委頓者。

嫁迎えでは、新郎側はその貧富に応じ、百余人或いは十数人をひきつれ、車をはさみ皆で「花嫁さん早く出て来なさい」と呼び、花嫁が車に登るとようやく止める。婿が拜閣(結婚後初めて嫁の実家に行くこと)する日、新婦の家には親戚友人の婦人が集まり、めいめいに杖を持ち婿をたたいて悪ふざけをし、すっかり疲れ果ててしまふ婿も出るほどだった。

ここには、北朝の「迎婦」と「拜閣」の際の俗習が書かれる。この「迎婦」の俗習については、更に、同書続集卷四で「今之催粧是也」と説明している。つまり、「催粧」とは、花嫁が出て来るのを催促することであり、それを詩に詠むのが「催粧詩」である。唐代では、催粧詩が婚礼の場でよく詠まれていた。『全唐詩』には、このような催粧詩がい

くつか収められている。敦煌文献にも、P三二一五一（紙背）に「催粧一首」と題する詩がある。<sup>(12)</sup>

では、「書儀」に見える「戯謔」とは何であろうか。先の『酉陽雜俎』は、北朝では、壻は挾閣の日に嫁方の婦人たちの悪ふざけに遭うと言う。『北史』卷十四の段昭儀の伝に

段昭儀、韶妹也。婚夕、韶妻元氏爲俗弄女壻法戯文宣、文宣銜之。

段昭儀は韶の妹である。婚礼の夜、韶の妻である元氏は、世俗の壻からかいの方法で文宣をからかい、文宣はそれを恨んだ。

とあり、婚礼の時に「弄女壻（壻からかい）」が行われていたことを知る。趙守儼氏は、「書儀」の「戯謔」と「下壻」の関連を指摘し、「新郎が新婦の家に至り、相手方の親友たちのからかいを受けることを“下壻”と言う。この種の風俗は、北朝で已に流行しており、それを“弄女壻”と言つた。」と述べ、更に、「敦煌卷子にある《下女夫詞》は、題名からわかるように“下壻”から変化して來たものであるが、内容は全く縁起のよい言葉で編んだ韻文であり、新郎新婦が相互に問答するのは、単に趣向を凝らしただけのことで、已にすっかり原意を失っている。」<sup>(13)</sup> つまり、趙氏は、「戯謔」とは「下壻」のことであると述べるが、「下女夫詞」と「戯謔」の関連については否定的である。しかし、「下女夫詞」の問答が、嫁を迎えて來た壻に質問をあびせ、なかなか嫁に会わせようとしないものであれば、壻へのからかいの意は十分に残されていると言える。

唐代の婚俗について唐の封演の『封氏聞見記』卷五に、次のような記述がある。

近代婚嫁、有障車、下壻、郤扇及觀花燭之事、又有ト地安帳、并拜堂之禮、上自皇室、下至士庶、莫不皆然。

近代の婚礼では、障車、下壻、郤扇及び花燭見物という事が行われ、また、地を占い帳を置くこと、そして拜堂の礼があり、上は皇室から、下は庶民に至るまで、そうしないことはなかつた。

封演は、この後続けて、これらの婚俗は顏真卿等によりその禁止が奏上されたことを記している。確かに、建中元年（七八〇）十一月に顏真卿等は奏上している。<sup>(15)</sup>このことからも、唐代の婚俗として「下壻」が存在していたことは事実であると言える。

「下女夫詞」の「女夫」とは「壻」のことであり、「下壻」の具体的な内容が明確でない以上、「下女夫」と婚俗の「下壻」を直接結びつけることには、やや危険が伴うが、「下壻」を敦煌地方では「下女夫」と称し、「下女夫」という俗習のための「詞」が「下女夫詞」であると考えられる。その「下女夫」という俗習は、「下女夫詞」の内容が示す通り、嫁迎えの際、嫁方の家の前で壻方と嫁方が押し問答をするというものであり、「書儀」では、この俗習を「戲謔」という語で表しているのではなかろうか。

ここで、もう一つ明らかにすべき問題がある。それは、「下女夫詞」に「兒」が「停留」を請う場面があることから、新婦の家で成礼するのか、ということである。「書儀」に「女家鋪設帳儀」の項目があり、そこに、吉地を選んで帳を鋪設し、撒帳してから女を堂中にとどめておいて、女壻賃相に行礼させることが書かれる。女壻賃相に行礼させるのであれば、嫁の家に於いてである。また、女が堂より出る時、父母が女に「勉之敬之、夙夜無違（勉め敬い、日夜そむいてはいけない）」と諴めることが「書儀」に記されている。この父母の諴めの言葉は、『儀礼』士昏礼で「親迎」の際、娘を送り出す時に言う母親の「勉之敬之、夙夜無違宮事」という言葉をふまえたものである。このように娘に諴めの言葉が与えられることからも、新婦の家に帳が置かれ、そこで婚礼が行われることは明らかである。

#### 四

次に、詩の部分について見て行こう。詩は鈔本により多少の出入があり、その順序もいく分異なる。先ずここで、詩

P三三五〇	S五一五	P三八九三	P三九〇九
論女家大門詞 至中門曰 至堆詩 〔至堂基詩〕 〔逢鑠詩〕 至堂門詠 論開散張合□ 去童男同女去行座障詩曰 〔又云〕 〔去扇詩〕 〔又云〕 〔去帽惑詩〕 〔去花詩〕 〔脫衣詩〕 〔合詩〕 〔梳頭詩〕 詠繫去離心人去情詩 〔詠下簾詩〕	第一女輩至大門詠 至中門 至堆詩 〔至堂基詩〕 〔逢鑠詩〕 至堂門詠 論開散張合□ 去童男同女去行座障詩曰 〔又云〕 〔去扇詩〕 〔又云〕 〔去帽惑詩〕 〔去花詩〕 〔脫衣詩〕 〔合詩〕 〔梳頭詩〕 詠同牢盤 去帽惑詩 又云 去扇詩 又云 去帽惑詩 詠同牢盤 去花詩 脫依詩 合詩 梳頭詩 繫指湏詩 〔以下缺〕 詠下簾詩	詠大門 至中門 至堆詩 〔至堂基詩〕 〔逢鑠詩〕 至堂門詠 開撒帳合詩曰 第二去行座障詩 〔又云〕 去扇詩 〔又云〕 去帽惑詩 詠同牢盤 去花詩 脫衣詩 合詩 梳頭詩 繫指湏詩 〔以下缺〕 詠下簾詩	論女輩下至大門詠詞 至中門詠 至堆詩 〔至堂基詩〕 〔逢鑠詩〕 至堂戶詩曰 〔開撒帳合詩〕 〔去行座障詩〕 〔又云〕 去扇詩 〔又云〕 去帽惑詩 詠同牢盤 去花詩 脫依詩 合詩 梳頭詩 繫指湏詩 〔以下缺〕 詠下簾詩
14	13	12	11
10	9	8	7
6	5	4	3
2	1	19	15
16	17	18	20
詠大門	詠中門	詠堆詩	詠堂基詩
至中門	至堆詩	至堆詩	至堂基詩
至堆詩	至堆詩	至堂基詩	至堂基詩
論女輩下至大門詠詞	論堆詩	論堆詩	論堂基詩

の異同についての表を掲げておく。詩の部分が残っている鈔本は、P三三五〇・S五一五・P三八九三・P三九〇九の四種である。表には、その詩に入る前の言葉（詩題も含む）をその鈔本の表記のまま記し、詩題もなく詩のみ書かれる

ものには、その詩題と思われるものを「」の中に記して、その詩の存在を明らかにする。P三八九三・P三九〇九は他の二種の鈔本と詩の順序が異なるので、その順を数字で表わす。

詩の部分は、嫁迎えに関する詩と帳内での儀式に関する詩の二つに分かれる。  
先ず、嫁迎えに関する詩について述べる。

「論女家大門詞」から「至堂門詠」の六首がそれにあたる。P三九〇九は、この六首のみであり、P三八九三は後にまとめて書かれている。S五五一五には「至堆詩」が無い。

では、詩の内容を見よう。(引用は『変文集』に従う)

論女家大門詞：女家の大門を言う詞

柏是南山柏 將來作門額 柏は南山の柏を持つて来て門額を作る

門額長時在 女是翫(暫)來客 門額は長くそこに在るが 女にはしばらくの来客

至中門詠：中門に至り詠ず

團金作門扇 磨玉作門環 金を丸めて門扇を作り 玉を磨いて門環を作る

掣却金釣鏗 拔却紫檀關 金の鉤鎖かねがねを引き 紫檀のとざしを抜く

これは、嫁を迎えて来た壻が、大門・中門と進む中で詠ずるものである。壻は、大門・中門・堂基・堂門(或いは堂戸)と進む。表からわかるように、この順序はどの鈔本も変わりない。鈔本により位置が異なるのは、「至堆詩」「逢鑑詩」の二つである。

至堆詩：堆に至る詩

敦煌本「下女夫詞」について

彼處無瓦礫 何故生此堆 <sup>(17)</sup> あそこには瓦礫なく なぜこの堆を生じるか

不假用鍬鎌 且借玉琶搘 <sup>(18)</sup> 鍬鎌を貸してくれぬなら 玉杷を借りて推しましよう

逢鑠詩：鎖に逢う詩

鑠是銀鈎鑠 銅鐵相鉸過 鎖は銀の鉤鎖 <sup>かけがね</sup> 銅鐵互いに交叉する

鑠借鑠匙開 且放刺史過 しばし鑠匙を借りて開け 刺史を通して下さいな

「堆」「鑠」は、壙を通さないための障害物なのである。「至堆詩」「逢鑠詩」が各鈔本により位置が異なるのは、実際の嫁迎えで「堆」「鑠」という障害物に遭遇した時に詠まれるからであり、詩の排列は、現実に即していると考えられる。

「至堆詩」「逢鑠詩」の内容、そして、「至堂基詩」に「何故相要勒、不是太山崔（なぜ阻む、ここは太山の崖ではない）」の句があることから、「門」とに詩を詠ずる背景として、迎えの壙の邪魔をするという風習がうかがわれる。門を遮ることから、北宋の孟元老の『東京夢華録』卷五「娶婦」の項に記される「攔門」との関連が思い浮かぶ。  
『東京夢華録』には、嫁迎えの時、花嫁を乗せた車や椅子が壙方の門に到着すると、従者や壙方の用人たちが御祝儀や引出物をねだることを「攔門」と謂うとある。<sup>(20)</sup> この時、詩詞が念じられている。<sup>(21)</sup> 「攔門」は、唐代では「障車」という俗習にあたり、敦煌文献の中にも「障車詞」と称するものが存在している。<sup>(22)</sup> 従って、この詩の部分は、「攔門」とは別のことである。先に、「書儀」の“戯謔”と「下女夫詞」問答部の関連を述べたが、この詩の部分も嫁迎えの場面であるので、“戯謔”に含めて考えられよう。

次に、帳内での儀式に関する詩、つまり「論開撒帳合詩」から「詠下簾詩」までの詩について見て行こう。  
これらの詩の検討に入る前に、唐代の婚礼での詩を詠むという風習を明らかにしておく。

『資治通鑑』卷一百九の中宗景龍二年十一月丁巳晦の条に次のような記事が見える。

酒酣、上謂御史大夫竇從一曰：『聞卿久無伉儷、朕每憂之、今夕歲除爲卿成禮。』從一但唯唯拜謝。俄而內侍引燭籠、步障・金縷羅扇、自西廊而上。扇後有人、衣禮衣花釵、令與從一對坐。上命從一誦却扇詩數首。扇却、去花易服而出、徐視之、乃皇后老乳母王氏、本蠻婢也。

酒宴もたけなわの時、天子が御史大夫の竇從一にこう言われた。「卿が久しくつれあいを持たぬと聞いて、いつも心配していた。今夜除夕に卿のために婚礼をあげよう。」從一は、ただ畏まりましたと礼を述べた。ほどなく、内侍が燭籠、歩障、金糸の羅扇を引いて西廊からやって來た。扇の後には人が居り、礼服を着、花釵をつけて、從一と対坐させられた。天子は從一に却扇詩を何首か誦むよう命じた。扇は退けられ、花をとり去り服を換えて現れ、おもむろにその人を見れば、皇后の古くからの乳母の王氏で、もとは蠻婢であつた人なのだ。

「却扇詩數首」に元の胡三省は注して、

唐人成昏之夕、有催粧詩却扇詩、李商隱代董秀才却扇詩云……。

唐人の成婚の夜には、催粧詩却扇詩があり、李商隱は董秀才に代わり却扇する詩に言う……。

と言う。「催粧詩」が婚礼で詠まれることは既に述べたが、ここで、「却扇詩」が婚礼で詠まれることを知る。しかも「却扇（扇を退ける）」という場面を背景にしていることがわかる。

また、『唐詩紀事』卷三十五陸暢の条に、

後遇雲陽公主下降、百僚舉暢爲儕相。詩皆頃刻而成、詠簾曰……、詠行障曰……。

後に雲陽公主の降嫁の時に遭い、多くの役人は暢を儕相に選んだ。<sup>ひんじょう</sup>詩は皆たちまち出来上がり、簾を詠じて言う……、行障を詠じて言う……。

敦煌本「下女夫詞」について

とあり、『簾』『行障』という婚礼に用いられる事物についても詩が詠まれている。

では、「論開撒帳合詩」以下の詩が、帳内での如何なる儀式に応ずるものかを明らかにしていこう。詩の標題が示す通り、帳内での儀式は「撒帳」から始まる。「書儀」でも帳内での最初の儀式として記し、「安帳鋪設」了、兒如索菓子金錢撒帳（帳を置き中の設備を整え終えると、兒は菓子金錢を散らすように帳にばらまく）とある。「撒帳」とは、菓子金錢を「帳に撒く」儀式であり、「撒帳」の際には「撒帳詩」が詠まれる。<sup>(24)</sup>

論開撒帳合詩：撒帳を開き合するを言う詩

〔第一〕一雙青白鵠　遶帳三五匝　第一、一対の青と白の鵠　帳をめぐること三五周

爲言相郎道　遶帳三巡看　相郎に申し上げます　帳を三巡して見なさい

「遶帳三巡看」とはどういうことが。撒帳の時には、おつきの者が帳の周りを三巡して中を見るというのであろうか。この詩は三四句目が鈔本により異なり、S五五一五は「□言姑娘道、先開撒帳合」、S三八九三は「謂言相郎道、先開撒帳合」とある。この詩は四句目が「遶帳三巡看」では押韻せず、「先開撒帳合」ならば押韻する。「遶帳三巡看」の句は、S五五一五、P三八九三では「詠同牢盤」に見える。P三三五〇には「詠同牢盤」は無い。P三三五〇に書き誤りがあるのであろうか。「書儀」は、撒帳の際に願い事を唱えることのみを記し、「三巡」については何も記さない。

次は、「去童男童女去行座障詩」「去扇詩」である。<sup>(25)</sup>

去童男童女去行座障詩：童男童女を去り行座障を去る詩

夜久更蘭（闌）月欲斜　夜長く時おそく月傾こうとする

繡障玲瓏掩綺羅　繡障美しく綺羅の人を隠す

爲報侍娘渾擊却　侍女に申します、すべてかかげ退けて

從他附(駒)馬見青娥 駒馬が青娥を見るにまかせなさい

去扇詩：扇を去る詩

青春今夜正方新 青春今夜まさに新しく

紅葉開時一朵花 紅葉開く時一ふさの花あり

分明寶樹從人看 宝樹は人の見るにまかせるのは明らか

何勞玉扇更來遮 何をわざわざ玉扇で遮りましょう

これらの詩は、花嫁を遮っている行座障や扇を退けよと詠ずるものである。「去扇詩」は、既に引用した『資治通鑑』に見えるように、婚礼の場（しかも、扇を退ける場）で詠まれることは一般的であった。「書儀」の「女家鋪設帳儀」の項に、「撒帳了、即以扇及行障、遮女於堂中（撒帳が終わると、扇及び行障で女を堂中にとどめる）」とあり、そこに見える「扇及行障」を退けよと詠ずるのであろう。「去扇」について「書儀」の「同牢盤合番盃」の項に次のような記述が見える。

……三酌三製訖、則女婿起、側近脫禮衣冠情劍履等、具欄笏入。男東坐女西坐。女以花扇遮面、賓相帳前詠除花去  
扇詩三五首。

三酌三製が終わると、女婿は立ち上がり、側近が礼衣・冠幘（冠とひたいあて）・剣・履などをはずし、欄（上着と裳を連ねたひとえもの）を着け笏を持って入る。男は東に座り、女は西に座る。女は花や扇で顔を覆い、賓相は帳前で除花去扇詩三五首を詠す。

この記述によると、同牢合卺の儀式の後、女が扇で顔を隠し、その扇を退けよと「去扇詩」が詠まれている。「下女夫詞」の「去扇詩」の「又云」の詩に「侍娘不用相譽（要）勤（侍女よ邪魔をしてはいけない）」の句があり、この扇は

侍女の持つ扇であることがわかる。従って、恐らく「下女夫詞」の「去扇詩」は、撤帳後の女の姿を隠している扇を退けよと詠むものであろう。「去扇詩」は敦煌文献では他に、P.311.511(紙背)にも見えるが、「下女夫詞」中のものとは異なっている。<sup>(26)</sup>

次に、詠同牢盤・去帽惑詩・去花詩・脱衣詩・合髪詩・梳頭詩と続く。

詠同牢盤：同牢盤を詠ず

一雙同牢盤 將來上二官 一組の同牢盤 持つて来て二官に奉る

爲言相郎道 達帳三巡看 相郎に申し上げます 帳を三巡して見なさい

「詠同牢盤」とは、同牢の儀の際に用いる盤を詠むものである。同牢の儀は、『礼記』昏義に「共牢而食、合巹而酙」とあるように、合巹とともに古くから行われている。「書儀」にも「同牢盤合巹盃」の項目があり、その儀式を説明する。「詠同牢盤」に「達帳三巡看」の句があるが、同牢の時に「三巡」を行うことについて「書儀」は何も記述しない。ただ、同牢合巹の際“三口・三酌三製”という“三”に基づくことが行われているので、或いは、「三巡」も行われるのであらうか。

去帽惑詩：帽惑を去る詩

璞璞一頸花 蒙蒙兩鬢渣(遮) 捲々ほくほくとうなじに当たる花 蒙々もうもうと両髪を覆い隠す

少來鬢髮好 不用冒或遮 小さき頃より髪髮美しく 冒或で隠すに及びません

蒋禮鴻氏は「帽惑(冒或)」とは「幌帳(女子の髪を覆う装飾品)」であると言<sup>(27)</sup>う。「去帽惑詩」は、花嫁の髪を覆つてい<sup>(28)</sup>る「帽惑」を取り去るよう詠ずるものである。「去帽惑詩」から「梳頭詩」までの五首の詩は、その標題が示すように、花嫁の衣裳換えの場面での詩である。先に引用した「書儀」の「同牢盤合巹盃」の項に、三酌三製の後、女婿が衣裳を

換えることが書かれていた。この時、花嫁も衣裳換えをするであろう。この衣裳換えの儀が、詩の背景となるのである。「合髪詩」については、その標題から『東京夢華録』に見える「合髻（花嫁と花婿の髪を少し取って互いに結び合わせる儀式）」との関連が考えられるが、詩の内容は「頭上盤龍結（髻）、面上貼花紅（頭は盤龍結い、顔には花紅<sup>(29)</sup>を貼る）」の句が示す通り、花嫁仕度を言うものであり、「合髻」との関連は断定し難い。

次の「繫指頭詩」は、その標題から、互いの指を繫ぐという儀式が背景に考えられる。しかし、このような儀式に関する資料は未だ発見できない。

最後は「詠繫去離心人去情詩」「詠下簾詩」である。「詠繫去離心人去情詩」はP三三五〇での標題であり、P三八九三では「去人情詩」と題される。P三三五〇の標題にある「繫去離心」は、先の「繫指頭詩」と関係するものであり、次の「人去情詩」は恐らく、「去人情詩」の書き誤りであろう。

詠繫去離心人去情詩：繫<sup>ひも</sup>が去り心を離し人情を去るを詠む詩

天交織女渡河津 天は織女に河津を渡らせ

來向人間只爲人 人の世に来て人とならせる

四畔傍人總遠去 周りの人は皆遠ざかり

從他夫婦一團新 夫婦一つとなり親しむにまかせなきい

こうして、周囲の人々に退くよう詠じ、「詠下簾詩」で、簾を下ろさせ婚礼が終わるのである。

これまで「論開撒帳合詩」以下の詩を、帳内での儀式に関連づけて見てきた。ここで気づくことは、その詩の順序が、撒帳一行障・扇を退ける一同牢一衣裳換え一人払い一簾を下ろす、という様に婚礼の進行を反映していることである。これらの詩が、どの鈔本においても前後することが無いのは、婚礼の次第に基づくからである。

## 五

以上、「下女夫詞」を問答部と詩の部分に分けて、内容を検討しながら、その背景となる婚礼儀式について考えてきた。問答部には、嫁迎えの際の「下女夫」という俗習を想定した。「下女夫詞」とは、本来、この問答部に対してもつかけられた題ではなかろうか。詩の部分は、むしろ、後から加えられたと考えれば、詩の部分を全く持たないP二九七六の簡縮本の存在もうなづけ、また、P三九〇九の如く女家の門前で詠む詩のみを付したり、P三八九三のように門前で詠む詩と帳内での詩が逆に書かれていても問題はない。つまり、「下女夫詞」は、もともとは「下女夫」という俗習のための台本のようなものであったのが、広く婚礼に用いるために婚礼用の詩を付し、婚礼の次第も示すという“書儀”的性格を加えられていったものであると考えられる。そして、「下女夫詞」は、婚礼の場での実用に供されるのである。「下女夫詞」の後に「呪願文」といふたものが付されることは、その実用性の高さを示すものだと言えよう。

## 注

- (1) 前掲『敦煌出土文学文献分類目録附解説』二二一〇頁。
- (2) 『変文集』校記に「又北京大学図書館蔵一巻、未入校。」とある。
- (3) P二九七六には次のようないくつかの部分がある。
  - 刺史身坐金車、手持玉闘、地上不鋪錦、下亦實不肯  
錦張鋪已了、繡褥未曾收、刺史但知下、相持宿紫樓  
これは『変文集』二七五頁一五行一六行に似る。
- (4) 筆者が確認したこの種の呪願文は、「下女夫詞」に付される四種の他、S二一〇四九（紙背）・S五五四六・S六二一〇七・P二一

(一五二) (紙背)・P三六〇八 (紙背)の五種である。

(5) 『変文集』は「請下床」の部分を「兒」の言葉に含めるが、P三三五〇に「女請床」、S五五一五に「女請下床」とあり、問答という形を考えるなら、「女」の言葉とする方が妥当である。従つて、「請下床」の上に「女」を補うべきである。

(6) 羅宗壽『敦煌變文社會風俗事物考』(文史哲出版社・民国六三年)。

(7) 「門當戸對」は『變文集』四〇五頁・八一五頁にその用例が見える。

(8) (5) 参照。

(9) 但し、S五九四九では「二」が無く、「卽問姑婢」とある。

(10) 敦煌出土の「書儀」類については、那波利貞「中唐晚唐時代に於ける接客辭儀類の著書の出現に就きて」(関西大学東西學術研究所論叢第九・一九五三年)・「元和新定書儀」と杜有晉の編する『吉凶書儀』とに就いて」(『史林』四十九卷一号・一九六二年)に詳しい。

(11) P三三八四の婚礼を記す部分は、劉復『敦煌掇瑣』中輯(國立中央研究院歴史語言研究所專刊之二)に「婚事程式各種」と擬題して収録されている。これについては、趙守儼「唐代婚姻礼俗考略」(『文史』第三輯・一九六三年)の論考がある。

(12) 『全唐詩』卷三六九盧儲・卷四七八陸暢・卷七六九徐安期・卷八七一陳嶠。

(13) P三三五二 (紙背)には、「催粧一首」の他、「去花一首」「去扇」「去襍頭」と題する詩詞がある。

(14) 「唐代婚姻礼俗考略」。(11) 参照。

(15) 『通典』卷五十八・『唐會要』卷八十二。

(16) 『變文集』八七〇頁に「女夫」の用例があり、「婿」の意で用いられる。

(17) 『變文集』は「北」とするが、どの鈔本も「此」とあり、それに従う。

(18) 蒋禮鴻「敦煌變文集」校記錄略」(『敦煌變文字義通釈』所収)に「玉琶搘」は「玉杷推」とすべきとあり、それに従い解釈する。

(19) 李家瑞氏は「談嫁娶喜歌」(『歌譜』一卷二十五期・民国二五年)で下女夫詞中の詩を分類し、大門詞から逢鑑詩までの五首を欄門喜歌としている。但し、氏は『東京夢華錄』の欄門には触れていない。

(20) 入矢義高・梅原郁訳注『東京夢華錄』(岩波書店・一九八三年)。

(21) 南宋の吳自牧『夢梁錄』卷二十。

(22) (20) 「欄門」の注。

(23) P三九〇九に「論障車詞法第八」と題するものがある。問答体をとり、一句四言、隔句押韻の韻文であり、下女夫詞との形式的類似が見られる。

(24) (20) 「撒帳」の注に詳しい。

(25) 『変文集』は「幃」とするが、P三三五〇・S五五一五とも「障」であり、それに従う。

(26) (13) 参照。参考のためその部分を引用する。

去扇

閨裏紅顏如舜花 朝來行雨降人家

自有雲衣五色映 不須羅扇百重遮

(27) 蒋禮鴻『敦煌變文字義通訳』(上海古籍出版社・一九八一年)。

(28) 花嫁が頭を覆うことについては、清の翟灝の『通俗編』卷九・趙翼の『陔余叢考』卷三十一にその考証が見える。

(29) 『酉陽雜俎』前集卷八に、唐代では婦人が顔を飾るのに「花子」を用いたことを記している。五代後唐の馬縞『中華古今注』卷中「花子」の条に「秦始皇好神仙、常令宮人梳仙髻、帖五色花子」の記述が見え、「花紅」は恐らく「花子」の一種であろう。